

2川健高事第55号

令和2年4月9日

高齢者福祉施設・介護サービス事業所 代表者様
居宅介護支援事業所 代表者様

川崎市健康福祉局長寿社会部長

新型コロナウイルスの感染拡大に備えた対応について（依頼）

新型コロナウイルスの全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、令和2年4月7日に、新型インフルエンザ対策特別措置法に基づき緊急事態宣言が出されたところです。本市としては、保健医療福祉が重要な社会インフラであることに鑑み、可能な限り市民サービスの提供を維持していくことを基本とし、必要な業務を継続する方針としておりますので、市内の施設・事業所におかれましても、感染予防に十分に留意していただいた上で、サービスの提供を継続していただくようお願いいたします。

これにあたり、施設・事業所の感染拡大時における対応方針についてとりまとめましたので、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大時における対応方針

1 市としての基本方針

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、マスクの着用、アルコール消毒、換気が悪く多数が集まる密集場所を避けるなど、衛生・体調管理、運営の工夫による感染防止対策の徹底を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

入所施設・居住系サービス、通所系・短期入所サービス及び訪問系サービス等すべての介護・福祉サービスは、利用者や家族にとって重要な社会インフラになっていることから、緊急事態宣言の発令後も、感染予防に十分に留意していただいた上で、サービスの提供を継続していただくようお願いいたします。

感染拡大時にサービス提供が困難になった場合に備え、事業所間での利用調整や代替サービスの確保など、利用者への適切なサービス提供がされるよう必要な検討をお願いいたします。

2 感染拡大防止及び職員・利用者が感染等した場合の対応

次の国の事務連絡を基に、感染拡大防止対策を講じるとともに、感染者や濃厚接触者がいた場合の対応を行ってください。

- ・社会福祉施設等における感染拡大防止対策のための留意点について（その2）
- ・利用者の状況に応じた対応について（入所施設・居住系）、（通所系・短期入所）、（訪問系）

※上記の対応に伴い、制度運営について不明な点がありましたら、高齢者事業推進課 事業者指導担当への相談報告をお願いします。

3 サービス提供内容や方法を変更する場合の対応

- (1) 居宅介護支援専門員と調整を行い、利用者や家族等に対して必要な説明を行ってください。
- (2) 休業する場合には、基準条例に定めるサービス提供困難時の必要な対応を行うとともに、速やかに事業者指定担当に連絡してください。